

入札監理小委員会 第 7 4 5 回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第745回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和7年9月12日（金）15：51～17：15

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

- 室蘭開発建設部管内 自家用電気工作物保守点検（国土交通省）
- 帯広開発建設部管内 自家用電気工作物保守点検（国土交通省）
- 実験動物飼育管理業務（国立研究開発法人国立長寿医療研究センター）

3. 閉会

<出席者>

小尾副主査、近藤副主査、辻副主査、浅羽専門委員、加藤専門委員、工藤専門委員、
宮崎専門委員

（室蘭開発建設部管内 自家用電気工作物保守点検）

（帯広開発建設部管内 自家用電気工作物保守点検）

国土交通省

北海道開発局 開発監理部 会計課 小川上席専門官

事業振興部 デジタル基盤整備課 永沼課長補佐

室蘭開発建設部 田代次長

施設整備課 飯田課長補佐

契約課 三谷課長補佐

帯広開発建設部 高野次長

施設整備課 田中課長

契約課 平田課長

施設整備課 谷課長補佐

契約課 小林課長補佐

（実験動物飼育管理業務）

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

実験動物管理室 由利実験動物管理室長

財務経理課 加藤調達企画室長

佐藤契約係員

(事務局)

吉田事務局長、杉田企画官

○事務局 それでは、ただいまから第745回入札監理小委員会を開催いたします。

本日、川澤主査におかれましては、所用のため御欠席となりました。このため、事務局におきまして議事進行を代行させていただき、審議の取りまとめは小尾副主査に御対応いただきます。小委員会終了後、審議結果を川澤主査に御報告させていただきます。

では、初めに、室蘭開発建設部管内自家用電気工作物保守点検の実施要項（案）及び帯広開発建設部管内自家用電気工作物保守点検の実施要項（案）につきまして、国土交通省北海道開発局帯広開発建設部、高野次長から御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○高野次長 国土交通省北海道開発局帯広開発建設部次長の高野と申します。

今御紹介のありました室蘭開発建設部管内自家用電気工作物保守点検、また帯広開発建設部管内自家用電気工作物保守点検の2件について、私のほうから御説明させていただきます。この2件につきましては、実施要項（案）のとおり、競争性の確保を図っていきたいというふうに考えておりますので、御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、簡単に当部の概要を御説明させていただきます。

北海道開発局は、北海道における国直轄の公共事業の実施を担当する国土交通省の支分部局でありまして、北海道開発局のほかに、札幌、旭川、函館などの道内の主要都市に10の開発建設部が置かれています。それぞれ室蘭開発建設部は、胆振、日高の管内、また、帯広開発建設部は十勝管内におきまして、河川、道路、農業農村といった社会基盤整備事業を進めるための建設工事の調査、設計、発注及び管理などを行っておりまして、それぞれの管内には、さらに事務所・事業所を配置し、開発建設部とともに一体となって事業を行っております。

それでは、早速、資料に従いまして、説明をさせていただきます。資料は、室蘭開発建設部の担当分が資料Aとして1から5、また、帯広開発建設部の資料がB-1から5となっております。両件とも、業務内容につきましては、おのおのの管内における自家用電気工作物の保守点検でありまして、基本的な内容は同じですので、代表して、帯広開発建設部の資料にて説明をさせていただき、違いがあるところについて、都度、説明をさせていただくといった形で進めさせていただきます。

それでは、資料B-1、実施要項の審議に当たっての議論のポイントに沿った形で、資料のB-2、民間競争入札実施要項（案）にて御説明させていただきます。

まず、資料B-2の4から6ページになります。

1. 1、対象公共サービスの詳細についてとなります。（1）で業務の内容につきましては、北海道開発局自家用電気工作物保安規程に基づき、各開発建設部管内の自家用電気工作物ほかの保守点検及び清掃などを行う業務となっております。主な自家用電気工作物は、資料のB-3に写真付きの資料を載せていますが、高圧受変電設備、発動発電設備、無停電電源設備といった設備がありまして、これらの点検と保守となります。

4ページの（2）業務の場所につきましては、管内における施設が対象となります。詳細に関しましては、後ほど御説明させていただきます。

（4）業務の内容につきましてはです。業務の内容としては、1）から9）に示してあるとおり9項目ございますが、主な項目について簡単に御説明させていただきます。

1）業務計画は、仕様書等を用いて検討を行い、点検手法、点検工程などの計画の立案を行うとともに、次に御説明する総合点検の実施手順書の作成を行うものになります。また、2）総合点検は、施設の総合的な性能・機能の確認を行う点検となります。また、3）個別点検は、機器単体の性能・機能確認を行う点検でございまして、これら2項目は年2回定期点検を行うこととなっております。5）臨時点検は、施設における機器の障害箇所の発見報告及びその場で修理可能な軽微な作業、また、6）修理に関しましては、施設における機器の性能・機能を復旧回復させるために行う作業でありまして、障害が発生した機器に対する部品交換などによる修理を行うもので、これら2項目は機器障害が起きたとき、修理が必要な事象が発生したときに臨機に行う項目となっております。9）の報告に関しましては、これら点検及び修理を行った後で監督員に対して報告を行うということになります。

以上が、自家用電気工作物保守点検の主な個別の業務内容となっております。

続きまして、資料の49分の10ページを御覧ください。

1. 2の確保されるべき対象公共サービスの質についてを御覧ください。本業務の実施に当たりましては、表1. 2. 1のとおり、達成すべき目標というものを設定してございます。基本方針として、自家用電気工作物保守点検を通じて、道路及び河川の電気設備の維持管理に努め、円滑な運用を可能とすることとしておりまして、個別要求事項として、電気設備運用の継続及び障害発生時の措置の2事項を設定、それぞれに電気事故、波及事故の発生件数を0件、障害発生時において早期復旧できない件数0件を目標とする要求水準としてございます。なお、これら要求水準につきましては、過去3年間に於いて満たされておりまして、達成可能な目標と考えております。

続きまして、資料B－1の中段にある市場化テストの実施に際して行った取組について、4点今回項目がございますが、それに沿った形で説明させていただきます。

1点目、仕様書における要件の緩和についてです。実施要項の49分の15から17ページを御覧ください。

3の入札参加資格に関する事項となります。15ページでは（2）の競争参加資格として役務の提供等において、A、B、C又はD等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であることとしております。この競争参加資格につきましては、本業務は本来、業務規模からA等級となりますが、令和4年度以降、A、B、C又はD等級まで最大限に拡大して発注してございます。

また、49分の16ページでは、（9）の履行実績として、ア、受変電設備、イ、発電設備、ウ、配電設備のいずれかの設備に係わる保守または点検業務等において、民間事業者として業務を完了し、再委託を含む履行実績として証明したものであることとしております。また、電気工事の施工実績や、アからウ、いずれかの製造実績をもって、点検業務等の実績と同様に履行実績として認めることとしてございます。

同じく、16ページから17ページでは、業務の配置予定管理技術者に求める要件として、アでは第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者、第三種電気主任技術者、第一種電気工事士のいずれかの資格を有している者、イでは、監督職員の指示を受けた際に、6時間以内で室蘭、帯広開発建設部本部及び事務所に派遣できる場所を主たる勤務地としていることとしてございます。この（10）の要件は、本業務の対象となっている自家用電気工作物については、防災無線等の重要な施設へ安定した電気供給を行わなければならないということに配慮したもので、電気事故が発生した際には、24時間以内に経済産業省への報告が必要になるということから、早急な対応が必須のため、履行実績と資格要件及び派遣時間について条件を設けることとしてございます。

なお、履行実績と資格要件につきましては、必要最低限なものとして、令和4年以前に設定したものであります。

また、（10）イの管理技術者の勤務先からの派遣時間に関しましては、従来は帯広が3時間以内、室蘭が5時間以内として派遣できる場所を主たる勤務地ということを条件としておりましたが、今回は帯広、室蘭共に6時間以内に緩和してございます。これによりまして、今まで時間の関係で参加が難しかった、より遠方の業者からの参加がしやすくなり、応札者拡大が期待できると考えております。

続きまして、改善の取組２点目、入札基準についてです。１８ページ、（３）の入札の実施手続及びスケジュールを御覧ください。

１）では、公告は令和７年１２月下旬を予定しておりますが、こちらにつきましては、公告開始時期を１．５か月程度早めまして、入札公告期間を従来よりも、帯広が１週間程度、室蘭が３週間程度拡大することといたしました。このことによりまして、より多くの入札参加者に対して閲覧の機会を増やすことができ、こちらも応札者拡大が期待できると考えてございます。

また、落札予定者の決定から業務開始までの準備期間につきましても、従来、帯広、室蘭共に３週間と設定しておりましたが、これを１か月として十分な準備期間が確保できるように改善いたしております。

続きまして、改善の取組３点目、情報開示の実施についてです。４９分の２０ページの６、対象公共サービスに関する実施状況に関する情報の開示に関する事項を掲載することとし、具体的には４６から４９ページまでの別紙３、従来の実施状況に関する情報の開示において示しております。

４６ページでは、従来の実施に応じた経費を示すこととしました。これによりまして、企業の経営経費、例えば光熱費や福利厚生費、それと併せて企業を継続的に運営するための利益がどの程度見込まれているのかの目安が分かるために、参加の判断が行いやすくなると考えております。

４７ページでは、従来の実施に要した人員を、４９ページでは、従来の実施方法を示すこととして、これにより、作業に必要な人員数や業務全体の流れを明確化することができ、参加の可否の判断がしやすくなると考えております。

合わせて、２８ページの別紙１として、業務ボリュームの参考指標を示しております。

２９ページから３１ページの別紙１－１にて、本業務の履行場所を表と図に示してございます。

帯広では、十勝管内全域に保守点検施設があり、合計で８１か所となっております。室蘭の保守点検対象施設は、合計８５か所となっております。

また、３２ページから３８ページの別紙１－２にて、本業務の保守点検対象装置を示してございます。

以上２点、従来の実施状況に関する情報の開示及び業務ボリュームの参考資料を提示することによって、新規事業者が本業務の規模を正確に把握して入札に参加しやすい状況を

つくることが可能となりますので、こちらも参加者拡大が期待できるのではないかと考えてございます。

最後に、改善の取組、4点目、公告時の積極的な広報について、本実施要項（案）には記載はございませんが、入札公告の掲示場所につきまして、帯広では6か所から9か所に、また、室蘭では5か所から6か所に増やす予定でございます。

以上が、議論のポイントを踏まえた帯広、室蘭開発建設部管内自家用電気工作物保守点検の民間競争入札実施要項（案）についての御説明となります。今後の発注に当たりまして、委員の皆様の御審議を賜りながら競争性の確保の改善を通じた公共サービスの質の向上、それからコストの削減を図りまして、適切な入札手続を図ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○事務局 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました両事業の実施要項（案）につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

資料B－2で御質問したいと思います。

まず1つ目が、49分の5ページでございます。49分の5ページの6）に修理というものがございました。先ほど御説明いただいたところではございますけれども、トンネルとかいろんな場所の保守をするようなのですけれども、例えばどんな作業があるのかというのが、もう少し詳しく知りたいなと思ったのですが、どこか、先ほどの、例えば49分の33とか、その辺りの内容を見れば分かるものなののでしょうか。例えばトンネルとかであれば、トンネル内の照明とかになったりしますと、恐らく高所作業車を使って電灯を変えたりとかそういうのもあるのではないのかなと想像してしまったのですが、この辺り、いかがでございましょうか。

○田代次長 室蘭開発建設部次長の田代と申します。御質問ありがとうございます。

いろいろ修理、分かりづらいのかもしれませんが、点検対象施設が49分の29から実際書かれておりまして、その中で項目が結構出ておるところなのですが、設備ごとに縦表と横の欄があって、各項目いろいろ違うので、その施設ごとで結構点検項目も変わってくるかなと思うのです。どれがどれというのは、すみませんけども、細かくは説明できないのですが、こんなことでよろしいでしょうか。

すみません、以上でございます。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。

例えば、僕が経営者となってこの案件を見てどう思うかと思うと、どこまで求められているのかよく分かりにくいと感じるかもしれません。もちろん地場の業者さんであれば、あそこにああいうダムがあった、あそこにはこういうトンネルがあったとかって御存じかもしれませんが、とはいえ、具体的にどんなことをどこまでやらされるのかということが、まだ明確ではないかもしれませんので、これはもちろん、既に入札の候補者となる方々にインタビューをなさっていて、その方たちが大体その仕事の内容は分かりますよと正確に理解なさっているのであればよろしいのですが、この辺り、すみません、まだ僕もしっかり読み込めておりませんけれども、初めてこの案件に関心を持った方たちが、正確に業務の量とかクオリティーを見積もることができて、その結果、大体、この事業はこの人数でできるだろうとか分かるような状況にしていいただければと思った次第です。

ただ、1点だけ気になったのが、たしか従前の実施状況の情報の開示でございますけれども、同じ資料の、資料Bの49分の47です。

こちらの、従前の実施に要した人員が、いずれも各年度拝見しますと、監理技術者が1人、そして保守員がなんと4人と書いてございまして、これだけ見ると、ひょっとすると業務のボリュームがそんなに多くないと思いながらも、他方で、ひょっとすると従前の事業者さんが事業をしっかり熟知なさっていて、ものすごいノウハウが高くて、その結果、ここまで省力化できているのかとか、よく分からない感じがいたしました。そこで、長くなって恐縮でございますけれども、やはり初めて手を挙げようとする方が、業務の分量とか求められる内容を正確に分かるような工夫を、具体的にどうしたらいいのか僕も思いつかないのですけれども、検討いただければと思いました。これはお願いでございます。それが1点目でございます。

それからもう1点ございまして、49分の10でございます。

この1.2.1の達成すべき質の中で要求水準の右下、この障害発生時の話です。早期復旧ができない件数という文言ございました。早期復旧ができない件数って、これは早期復旧という文言については、何かどこかに定義のようなものはあるのでございましょうか。

○高野次長 帯広開発建設部、高野です。明確な定義というものはないです。24時間以内に経産省に報告できる体制、あと、それが迅速に補修できる、復旧できるということを表しているものでございます。

以上です。

○辻副主査 ありがとうございます。そうすると、今おっしゃった24時間以内に復旧というのが一応の目安という理解でよろしいのでございましょうか。

○高野次長 高野でございます。

24時間以内に復旧ということではなく、24時間以内に故障の原因までを把握して報告ということになります。復旧の内容によっては、それ以上かかることもありますので、復旧の内容に応じて早期に復旧するということが目標になります。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。この辺りも、初めて手を挙げる方からすると、どこまで時間を使っても許していただけるとかが分からないかもしれません。従前の業者さんが0件という優秀な成績を修めていらっしゃいますので、新規の方は、これでは従前の業者さんにかなわないとかって思うってしまうかもしれませんので、できるだけ、この辺りも明確化を検討していただければと思います。

それからもう1点ございます。すみません。49分の17でございます。

こちら、先ほど現場に到着するまでの時間を緩和していただいてありがとうございます。6時間以内にどこに行けるかということが書いてあるのですがけれども、「ダム管理支所等を含む」と書いてございます。「等を含む」と書いてございます。この「等」というのはどこなのかなと思いながら頂いた資料を拝見していたのですがけれども、例えば49分の31の地図でございまして。こちらに場所のことが書いてあって、局舎とか書いてございますけど、例えば中継所とかそういうものも含む趣旨なののでしょうか。つまり、この等という部分をもう少し明確化しないと、6時間以内にどこに行かなければならないのかが少し不明確かなと思ったのですが、この辺り、いかがでございましょうか。

○高野次長 高野でございます。中継所等は含んでおりません。あくまで本部、事務所、ダムですと管理棟といった施設までの所要時間ということです。

以上です。

○辻副主査 分かりました。それでしたら、その辺り、新規の方に分かりやすいように、等という部分を明確に限定列举といいますか、出していただくことを検討いただければと思います。

すみません、最後の1点だけでございます。

最後、この6時間以内に到達できればよいという緩和をいただいたところではございますけれども、例えば49分の31のこの地図を拝見しておりまして思ったのが、一番南側

の襟裳岬とかございます。この辺り、夏は環境よろしいかもしれませんが、冬はひょっとすると海沿いの道路は波が荒くて路面が海水に洗われるような、そういう現象も発生したりとか、あと大雪が降ったりとかという現象もあるかもしれません。苛酷な天候の下においてもこの6時間というのが求められているのでございましょうか。それとも、ある一定の苛酷な状況になってしまった場合には、6時間を超えても構わないという運用なのでございましょうか。

○高野次長 高野でございます。こちらの6時間に関しましては、従前の3時間ですと、受注する業者の数が、帯広のほかに釧路ぐらいまでしか該当がありませんでした。これを6時間とすることで、たくさんの企業がある道央圏や、旭川、北見のほうまで広げることができます。そういったところから、本部にまず来てもらえる時間として6時間としてございまして、こういった一番末端の襟裳までですとか、そこまでの6時間ではないです。ですので、先ほど最初に言った事務所ですとか本部事務所、そういったところに6時間で着くというのが条件となります。冬でも、250キロであれば、そういった施設には6時間で着けるかなというふうには考えてございます。

以上です。

○辻副主査 ありがとうございます。つまり、通常の日候において6時間以内であれば大丈夫と考えていらっしゃるのでしょうか。それとも、苛酷な天候でも6時間以内と考えていらっしゃるのでしょうか。

○高野次長 高野でございます。吹雪で通行止めになるような苛酷な場合は、そこは正直、協議になろうかと、相談になろうかと思えます。ただ、一般的な雨ですとか降雪であれば、6時間で到着できる範囲というふうに考えてございます。

以上です。

○辻副主査 分かりました。一旦私から結構でございます。ありがとうございました。

○事務局 ほかにございますか。

○小尾副主査 すみません、小尾から。

○事務局 お願いいたします。

○小尾副主査 すみません。説明ありがとうございました。

2点お伺いしたいのですけれども、実施要項を見ると、引継ぎという項目はないのですけれども、この業務に関しては、現行の事業者さんから、次、もし業者さんが変わった場合に引継ぎ業務というのは発生しない業務なのかというのが1点です。

もう一つ、先ほど少しありましたが、これだけ見てどれだけの業務が発生するのかを的確に把握するのは難しいのだとすると、一般的には資料閲覧というのがあります。過去、この業務の場合には報告書等を出させているはずですので、それを見ることによって、入札業者さんがどれだけの作業が発生するかどうかを見積もることができるということで、例えば今の業者さんが出してきた報告書等を閲覧させると。説明会后、または入札までの間に、資料閲覧というのが一般的に行われているのですけれども、その項目もないのですが、これは資料閲覧をしなくてもいいというふうに御判断されているのでしょうかという2点です。よろしくお願いします。

○田代次長 室蘭開発建設部の田代でございます。引継ぎについては、特段なくとも大丈夫と考えております。

あと、閲覧資料の関係なのですが、今までは閲覧資料つけてはおらなかったのですが、点検業務ということで、閲覧しても、内容を分かっている者でないと理解いただけないところもあるので、その辺りは要検討かなと、今御指摘いただいた中で感じたところでございます。

○小尾副主査 ここに出せと言っているわけじゃなくて、一般的には、何らかの守秘義務の契約とか何らかの形で入札をしたいという人たちが事務所等に来て、事務所等で閲覧可能というふうに御判断された資料を見てもらうということを行うのが一般的です。そういう意味では、出せないものはもちろんあると思うのですが、少なくとも業務がどれだけ発生しているか、どれだけの人がどれだけの時間従事しなければいけないか、どれだけの業務があるかという、その見積りをするために必要な資料をできるだけ正確に、業者さん、入札を考えている方に見せてあげるといえるのは必要だと思いますので、そこはぜひ検討していただけるといいかなと思います。

以上です。

○田代次長 承知いたしました。検討させていただきます。

○事務局 ほかにございますか。

○宮崎専門委員 すみません、委員の宮崎です。

1点だけなのですが、資料A-4とかB-4で、過去の入札状況の参加状況があって、説明会参加者というのは、いずれも6社いるかと思うのですが、今回の要件緩和に当たっては、前回参加された6社さんのヒアリングを行って、前回は技術者不足だという回答を得ているようなのですが、この条件であれば参加できそうかどうかということは、

何か確認なりヒアリングされているかどうかというのを教えていただけますか。

○田代次長 現時点では、そのようなヒアリングはしておりません。官製談合に結びつくようなことは少し難しい部分もあるので、現時点ではしておりません。

○宮崎専門委員 逆の質問ですけど、6時間というのは、前回資料を取られにきた6社の中には、道央エリアとか札幌とか旭川エリアとかの会社があって、この時間を緩和するとその辺も参加してくれるのではないかという見通しが立っているということでしょうか。

○高野次長 高野です。見通しというか、確認は取ってはおりません。ただ、参加資格を保有している会社の数は明らかに増えますので、そこに期待ができるかなというふうに考えてございます。

○宮崎専門委員 状況は理解しました。承知しました。ありがとうございます。

○事務局 ほかにございますか。辻先生、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。度々すみません。

資料Bの49分の47でございます。先ほど簡単に申し上げた、従前の実施状況で、保守員さんが4名だけであったという人数の部分は伺ったところでございます。念のためなのですが、例えばですけれども、この保守点検に当たって何か特殊な装備を使うのか、その辺り、例えばさっき言いかけた高所作業車が必要だとか、そういう装備関係の情報というのはどこかに書いてございますか。

○田代次長 現時点では、装備までは記載しておりません。

以上です。

○辻副主査 実際には、例えば通常の乗用車以外に、何かそういう特殊な機能を持った車両等は必要なのでございましょうか。

○高野次長 帯広、高野です。こちらの実施要項には、そういったことは掲載しないのですが、役務を発注する際の特記仕様書の中には、例えば高所作業車を何台見込むとかということは掲載することになりますので、そちらを要項と併せて見ていただければ把握は可能かなと。

以上です。

○辻副主査 ありがとうございます。今おっしゃったような内容を、できればこの実施要項にも何か盛り込む方向で検討いただければと思いました。

以上でございます。ありがとうございました。

○事務局 ほかにございますか。

○浅羽専門委員 浅羽ですけれども、よろしいでしょうか。

○事務局 浅羽委員、お願いいたします。

○浅羽専門委員 御説明いただき、どうもありがとうございました。

私から1点、臨時点検及び修理について教えていただきたいと思います。業務の性格上、臨時の点検が入ったり修理が入ったりというのが、事前にはなかなか回数等書きかけたりできないというものだということは理解しております。実際に、資料の49分の48で、過去の実績等を見ましても、年によって、これがアップダウンするというのは、これはもう性格上仕方がないと思っております。

ただ、特に新規の業者からすると、これが例えば目標とされているものを下回るというのであれば、特段、業者としては、特別何かということはないと思うのですが、いろいろとあって、結果として、この目標より実績のほうが多くなってしまったような場合に費用の負担はどうなるのかといったようなことに若干不安はないのかなと思うのですが、恐らくきちんと支払い等をしていただけるのだと思いますが、それらについて、どこか実施要項等にお書きになられているのかということが、私のほうで気になった点でございます。いかがでしょうか。

○高野次長 帯広、高野でございます。

こちらの臨時点検、修理点検に関しまして、当初発注では機械の耐用年数ですとか、過去の修理の実績等から、ある程度の予定数量を計上して発注してございます。実際、点検修理の実績があった際には、設計変更にて対応することになります。ただ、具体的に、この役務を設計変更しますよという項目は、特段この要項のほうには書いておらず、逆に仕様書のほうで、設計変更に関しては随時監督員と協議するなどの項目で対応していくことになります。

以上です。

○浅羽専門委員 ありがとうございます。私がやっぱり気になるのは、特に実際に業務を受けている事業者さんでしたら、もうそういうものだというふうに理解できると思うのですが、新たな人が、できるだけ不安がないような状態で入札に臨んでいただきたいというのが意図でございますので、何かそういうことでちゃんと対応することが分かればいいと思いますので、例えば入札の説明会でもいいですし、もちろんどこかに何か一言入れていただくとかいうようなことで御対応いただければなというのが、こちらの要望というか意見でございます。

○高野次長 ありがとうございます。そちらのほう、検討いたします。

○浅羽専門委員 ありがとうございます。

○事務局 加藤委員、お願いいたします。

○加藤専門委員 加藤です。今の御指摘と少し関連して再度確認ですけど、同じく49分の48のところの臨時点検と修理については、目標の回数自体は、過去の実績とかを踏まえて計上しているということだった、この数字自体が具体的に特記仕様書に書かれているという理解でいいですか。

○高野次長 はい、そのとおりでございます。

○加藤専門委員 なので、上の点検回数自体、今載っている表の目標というのは、毎年毎年変わる場合もあるけど、それが特記仕様書に載っているということで、それをベースに積算できるという理解ですか。

○高野次長 高野でございます。点検の回数に関しましては、法定点検でございまして、施設数が決まってくれば同じです。ただ、臨時点検と修理に関しましては、実態、実情に応じて対応しているというような状況になります。

○加藤専門委員 そうですけど、上のほうも決まっているほうも回数自体は書かれている、特記仕様書に。

○高野次長 書いています。

○加藤専門委員 了解です。ありがとうございます。その確認だけをしたかったのです。ありがとうございます。

○事務局 ほかにございますか。ありがとうございました。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。御審議いただきありがとうございました。御指摘いただいたもののうち、実施要項の修正を検討するものということで整理をさせていただきたいと思います。

まず、辻委員から御指摘いただきました点につきまして、まとめて49分の5ページ、49分の10ページ、49分の17ページのところで、修理等の箇所と、あと早期復旧の定義だとか、その辺りの定義の明確性というところにつきまして、実施要項の記載につきまして検討いただければと思います。

続きまして、小尾委員から御指摘いただきました、資料の閲覧の件でございます。この辺りにつきましては、業務見積り、新規事業所者の見積り等を可能とするために、資料閲

覧のほうを検討いただければと思います。

続きまして、辻委員から御指摘いただきました、４９分の４７ページのところでございまして、その明確性に関連するところでございますが、従来の実施に要した人員のところ、ここにつきまして、装備関係の情報の記載はございませんので、その点につきましても、記載の検討のほうをいただければと思います。

次の４９分の４８ページ、浅羽委員から御指摘いただきました、こちらの臨時点検の実績、修理実績の回数につきまして、ここも実施要項に記載がなく仕様書に記載ありということでございましたので、実施要項への記載の検討等をいただければと思います。

修正すべき点、以上と終了しておりますので、抜け漏れ等ございましたら御指摘いただけますと幸いです。

以上です。

○事務局 よろしいでしょうか。

それでは、小尾副主査、取りまとめをお願いいたします。

○小尾副主査 ありがとうございます。それでは、一応修正があるということですので、本実施要項（案）につきましては、国土交通省におかれまして引き続き御検討いただき、本日の審議を踏まえ、実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。

なお、委員の皆様におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。本日はありがとうございました。

○事務局 国土交通省様、ありがとうございました。退室ボタンを押しまして、御退出ください。

（国土交通省退室）

（国立長寿医療研究センター入室）

○事務局 それでは、第７４５回入札管理小委員会を再開いたします。

実験動物飼育管理業務の実施要項（案）につきまして、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター財務経理課、加藤調達企画室長から御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は１５分程度でお願いいたします。

○加藤調達企画室長 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、加藤と申します。よろしくをお願いいたします。

実験動物飼育管理業務について御説明をさせていただきます。

初めに、対象公共サービスの概況について説明いたします。

資料C－2を御覧ください。

実施要項（案）の通しで46ページございますが、3ページの1番、対象公共サービスの概況を御覧ください。

センターの研究所は、平成7年のセンター改修に伴い設立され、令和7年4月現在、加齢に伴って生じる身体の変化や疾患の研究を行うジェロサイエンス研究センター、認知症研究に特化した認知症先進医療開発センター、高齢社会の疫学的な調査を進める老年学・社会科学研究センター、高齢者や介護者を支えるロボット開発を進める健康長寿支援ロボットセンターの4センターからなる研究推進部門と、研究推進の基盤となるメディカルゲノムセンター及び研究推進基盤センターからなる研究基盤部門の2部門、計6センターで構成されております。

センターの実験動物飼養保管施設は、バリアシステム及びこれに準ずる使用設備であり、加齢動物の育成供給及び一般飼育並びに長寿科学に関わる実験動物の飼育及び研究を行っております。

本事業は、センターの実験動物飼養保管施設のうち、実験動物施設棟において、給餌、排せつ物の処理等の実験動物の飼育及び健康管理業務、器材の洗浄滅菌業務、各種記録の作成・管理業務などを委託するものであります。

続きまして、業務の内容について説明いたします。資料飛んで恐縮ですが、資料C－3を御覧ください。

資料C－3、実験動物飼育管理業務の概要を御覧ください。

具体的な業務の内容としましては、飼育管理業務、モニタリング検査、施設利用者に対する教育・指導業務、SOP標準作業手順書管理及び各種記録作成・管理業務がございます。

まず、飼育管理業務ですが、動物の検疫、搬入業務として搬入動物の健康状態の観察、必要時におけるビニールアイソレーター操作を行っております。飼育業務として給餌、給水、ケージ交換、洗浄、飼育記録、汚染を防御する施設環境の実施を行っております。また、物品の搬出搬入、管理業務、汚染動物死体処理搬出業務、清掃滅菌業務、設備機器点検整備業務、リネン洗濯、管理業務、飼育状況確認及び報告業務を行っております。

続いて、2つ目の業務、モニタリング検査ですが、微生物モニタリング検査に係る業務、こちらにつきましては、別途業者と契約しており、その検査に必要な書類作成、

動物搬出用輸送箱の組立て、各モニタリング動物の個体識別を検査都度行っております。
また、環境モニタリング検査としまして、動物飲料用水水質測定を週1回行っております。

3つ目の業務、施設利用者に対する教育・指導業務でございます。実験動物飼養保管施設の洗浄の維持を目的とした実験動物飼養保管施設の利用方法に関するガイダンス並びに不明点についての回答を行っております。また、施設利用方法の提案、利用者が洗浄度を低下する可能性のある行為や、施設利用ルールを逸脱した行為を発見した場合の報告と情報集積、改善案の提案を行っております。

最後の業務、SOP管理及び各種記録作成・管理サポート業務ですけれども、こちら、第三者認証の取得が問題なくできるレベルのマニュアル作成及び各種の記録作成管理を行っております。

続きまして、確保されるべき本業務の質に関する事項について説明いたします。

資料C-2にお戻りいただきまして、5ページを御覧ください。

本業務の質としましては、医学研究や科学研究に供されることを目的とした実験動物でありまして、高度な研究を遂行するためには、上質な実験動物の飼育管理を遂行する必要がありますと考えております。まず、入札対象事業の実施に当たり確保されるサービスの質では、全般としまして、受託者の重過失による小型動物の死亡事故がないこと。

それから6ページになりますが、全ての小型動物に対する健康観察及び給餌・給水を行うこと。感染動物の取扱いの際は、マニュアルに沿った対応をすること。それから、使用した飼育器材を適正に洗浄することなどを挙げております。

続きまして、業務従事者の確保について説明いたします。

6ページの③業務従事者の支出と目安となる人員を御覧ください。

まず、管理責任者、それから飼育管理者、飼育者を配置することとしております。管理責任者の資格としましては、実験動物技術者1級または10年以上の実務経験及び飼育管理の経験があり、飼育施設全般の運用及び飼育管理者等の総括、指揮、調整等の能力を有する者としております。

続きまして、飼育管理者ですけれども、実験動物飼育管理に関する教育実施済み、かつ実験動物技術者2級を所持する者としております。飼育管理者は、配置人員のうち半数以上を占めることとしております。

最後に、飼育者ですけれども、実験動物の飼育と処理を行う能力を有する者、また、設備・機器管理に必要な資格保有者としております。

続きまして、実施期間に関する事項について説明いたします。

11 ページ、3 番、実施期間に関する事項を御覧ください。

委託契約の実施期間は2026年の4月1日から2028年の3月31日までの2年間としております。また、契約内容には、2026年3月までの引継ぎや準備行為、2028年4月以降の次期受託者への引継ぎ等も含めるものとしております。

続きまして、入札参加資格に関する事項について説明いたします。

12 ページの(7)を御覧ください。今回単独で本事業を行えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体として参加することができることとしております。

続きまして、入札に参加する者の募集に関する事項について説明いたします。

12 ページを御覧ください。

5 番、入札に参加する者の募集に関する事項ですけれども、予定としましては、入札公告を今年の11月下旬から12月上旬、質問受付期限を来年2026年1月下旬から2月上旬、資格審査書類提出期限を同じく2026年1月下旬から2月上旬、入札書の提出期限を2026年1月下旬から2月上旬、開札を2月上旬、それから13ページになりますが、準備・現業者からの引継ぎ等を2026年3月、契約の締結を2026年3月下旬に予定しております。

続きまして、落札者を決定するための評価の基準、その他の落札者の決定に関する事項について説明いたします。

13 ページを御覧ください。

本事業を実施する者の決定は、最低価格落札方式により決定することとしております。

最後に、今回、複数応札の達成、競争性の改善を見込むために行った取組としまして、情報開示の充実がございます。

具体的には、4 ページから5 ページを御覧ください。

今回各飼育室の最大収容数、従前の飼育状況等といった飼育概要を開示しております。

また、21 ページから22 ページを御覧ください。

今回、日報の様式を添付しております。

また、23 ページを御覧ください。

従来の実施に要した経費、人員等を開示しております。

最後に、45 ページから46 ページを御覧ください。

実施施設の平面図を今回添付しております。

私からの説明は以上となります。

○事務局 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施要項（案）につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

資料C-2の、まずは46分の5からでございます。

46分の5の2の（2）の①、確保すべき水準という部分でございますけれども、冒頭部分に、「当センターにて維持繁殖する」という言葉が書いてございます。仕様書を拝見したのですけれども、繁殖業務自体はこの委託業務には含まれていないのでしょうか。この辺り、まず、いかがでしょうか。

○由利実験動物管理室長 実験動物管理室の室長をしている由利といいます。

繁殖に関しては、業務には含まれておりません。繁殖に関しては、ユーザーが繁殖を行っていて、委託業者が行うものというのは、基本的には飼育管理になるので、そのケージの床替えだとか洗浄とかというところになります。

○辻副主査 ありがとうございます。ちなみに、この飼育という部分は、生まれたばかりの小さなネズミ、赤ちゃんネズミを飼育するというのは、恐らくなかなか難易度が高いのではないのかなと推測するのですが、この赤ちゃんネズミの飼育も入るのでございましょうか。

○由利実験動物管理室長 基本的には飼育は母親がやってくれるので、別に人がやることは特にはないので、そんなに難易度としては高くないのかなというふうに理解しています。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。

次、46分の6の（ウ）です。健康管理業務とございまして、ここに、「感染動物の取り扱いの際はマニュアルに沿った対応」と書いてございます。多分初めて受託する方は、マニュアルがどれぐらいの難易度のことが書かれているか分からないかもしれません。このマニュアルは、どこかで公開なさっていたりとかするのでしょうか。

○由利実験動物管理室長 公開は多分していないと思います。中でSOPとかを作っている中にやり方だとかが書いてあるのですが、開示とかはしていない状況だと思います。

○辻副主査 なるほど。今般、新しい方が手を挙げやすくするために、このマニュアルを例えば電子とかでつけることは可能でございましょうか。

○由利実験動物管理室長 それは可能だと思います。

○辻副主査 分かりました。よろしく御検討いただければと思いました。

今の点にも少し関わるかもしれません。同じページ、46分の6の③業務従事者の資質、これの（ア）で管理責任者というものがございまして、そこに、実験動物技術者1級というものが要求されているようでございます。私も簡単にネットで見てみたところ、1級の試験に受かるためには学科に受かって、さらに実技試験に受からねばならないと。拝見すると、実技試験の中には、開胸して、胸を開いて心臓から全血を採血するとか、血を全部採血するとか、そこそこのオペレーションをするように見受けられました。少し懸念したのが、求められている業務のクオリティーと比較して、技術者1級というのは、ひょっとして過剰な資格が要求されているかもしれないと思ったのですけれども、この辺りいかがでしょうか。

○由利実験動物管理室長 御質問ありがとうございます。

一応管理責任者のほうは1級または10年以上というふうになっているので、1級は必須ではないということがまず1つあります。

また、1級のほうでは、当研究センターでも飼育しているラットの取扱いに關しての技術習得というところがありますので、同センターではラットも飼育しておりますので、やはり1名ぐらひはラットがしっかりと取り扱える人がいたほうがいいかなというのもありまして、1級または10年以上のというふうな形にさせていただいています。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。今おっしゃっていた10年以上の実務経験なのですけれども、実務経験はどこかに定義はございますか。

○由利実験動物管理室長 実務経験というのは、結局、實際こういう飼育委託管理で動物をしっかりと触った経験がある人ということになると思うので、そういう定義は多分ないと思うのですけれども、管理をしたことが、経験がない人がやってくるのが、僕たちにとってはすごく大きな問題であるかなというふうに考えています。経験がない人が入ってくると、今までの、ほかの研究所の話もあるので、管理が全然できなくなってしまつて動物の状態が悪くなるみたいなことが起こり得る話だと思いますので、経験というのはすごく重要視したい部分かなと考えております。

○辻副主査 分かりました。それでしたら、御提案でございますけれど、実施府省様におかれて期待する内容を、もう少し詳細に書いていただいたほうが、新しく手を挙げる方も、これだったら自分たちもお役に立てるとかというように判断できるかもしれませんので、実務経験という部分をもう少し詳細にすることを御検討いただければと思いました。お願

いでございます。

それからもう1点、すみません、同じページに、一番下から2行目、(ア)から(ウ)の人員の中での兼務も可能とすると書いてございます。ア、イ、ウとございまして、兼務というのはどこまでお許しになるのかが少し興味を持ったのですけれども、これは例えば、アとウを兼務しても構わないと読めるのですが、アとイを兼務しても構わないのでしょうか。

○由利実験動物管理室長 僕の理解では、資格保有者がアからウの兼務でも構わないということかと考えています。

○辻副主査 分かりました。その辺りも、初めての方に分かるような感じで、もう少し記載ぶりを御検討いただければと思います。

すみません、それからもう1点だけ、46分の35でございます。

こちらに4.検疫、真ん中ぐらいでございます。「4.検疫(検疫動物)」です。この部分に、「4-1.実験動物施設規則に則り」ということが書いてあるのですけれども、この実験動物施設規則というのは、これは恐らく今回の実施要項には引用されていないという理解でよろしいでしょうか。

○由利実験動物管理室長 恐らく載っていないと思います。

○辻副主査 でしたら、これも求められるクオリティを推測する上で大事かもしれませんので、この規則を載せることを御検討いただければと思いました。

それから、規則にのっとり検疫を行うという部分なのですが、これは先ほどの10年間の経験がある人間であればできる検疫なのか、それとも獣医の先生でないとできない検疫なのか、この辺りはいかがでしょうか。

○由利実験動物管理室長 御質問ありがとうございます。この検疫というのは、特定微生物を持っている動物、持っていない動物という概念がありまして、特定微生物を持っていない動物だけを施設の中で飼育するというふうに取決めがあります。でも、大学によっては特定微生物のリストを検査していないような動物が来る場合がございます、その動物が来た場合は検疫というものをする必要があります。この検疫は、僕たち自身がするのではなくて、途中で御説明あったようなモニタリングを外部委託に出すという形になるので、別にこの検疫の業務があるわけではなくて、検疫のところに入れるという理解をしっかりとしてもらわないといけないという規則が設けられるということになります。

○辻副主査 なるほど、分かりました。この文書が、恐らく46分の30に表紙があつて、

標準作業手順書というタイトルの文書のうちの1節でございますので、初めて手を挙げる方が、検疫という部分を見て、かなり高度な内容を想像する形でございますので、今お話しになった内容を、こちらに明記するとか何か工夫をしていただければと思いました。

一旦、私から以上でございます。ありがとうございました。

○事務局 ほかにございますか。近藤委員、お願いいたします。

○近藤副主査 確認ですが、46分の29の引継ぎという項目で、「受託者は、契約満了又は解除に伴い業務を他者に引き継ぐときは、センターの運営に支障がないよう十分な内容で引継ぎを行うものとする」、こういう一文があるのですが、これはもう少ししっかりと書き込んで、業務の発生する費用とか、どういう負担であるとか、そういうことを書き込まれるということはできないのでしょうか。

以上です。

○由利実験動物管理室長 御質問ありがとうございます。

もう少しここを詳細に書くことは可能かと思いますので、検討させていただきます。ありがとうございます。

○事務局 ほかにございますか。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 度々すみません。46分の26でございます。

こちらの3-1の(1)動物の搬入業務という部分に、これも検疫関係なのですけども、搬入動物の健康状態の観察という部分がございます。ここに関する詳細は、少し上のほうに、詳細は「標準作業手順書」によると書いてあるのですが、この健康状態観察がどのようなルールに基づいて実施されるかが、僕、発見できなかったのですが、これは標準作業手順書に書いてあるのでしょうか。

○由利実験動物管理室長 はい。どういう毛並みだとか脱毛があるかだとか、例えば動きがおかしいとかという、どういう項目をチェックするかということは記載していたかと思えますので、それにのっとってやっていただければいいのかなというふうに思います。

○辻副主査 今おっしゃっていたのは、別添資料2の46分の34辺りでしょうか。どこかに今のような具体的なことがあればよいのですが。

○由利実験動物管理室長 すみません、こういうことを確認するかまでは記載されていないので、記載して分かるようにする必要があると。

○辻副主査 お願いいたします。恐らく初めて手を挙げる方は、どのレベルの観察が必要なのかというのを知ったほうが手を挙げやすいかと存じますので、お願いいたします。

それから、これが最後です、すみません。46分の27、3-2. モニタリング検査です。先ほど御説明させていただいた部分でございます。こちらに、微生物モニタリング検査に係る業務という部分で、いろいろと必要な書類作成とか、輸送箱の組立てとか、個体識別とかということが書いてございます。これも、初めて見る方が、大体の業務のクオリティーと、それから業務の量を分かるような感じで、もしできれば、もう少し記載ぶりを追加していただければと思いました。

以上でございます。

○由利実験動物管理室長 ありがとうございます。

○事務局 ほかにございますか。

○小尾副主査 すみません、小尾です。

○事務局 お願いいたします。

○小尾副主査 御説明ありがとうございます。

少し細かいのですが、46分の23のところの、従来の情報開示というところになりますが、この従来の実施に要した人員、11名程度と書いてあるのですが、多分、きちっとした人数把握されているはずですよ。ですから、ちゃんと何名というふうに書いていただいたほうがいいかなというのと、今回、この人員に関しては、管理責任者と飼育管理者と飼育者というカテゴリーに分けて定義されていると思いますので、それぞれ何名というような形で記載いただいたほうがいいかなというふうに思います。

あと、実施経費については、実施要項のほうを見ると、消耗品とか、実際に何か実施するに当たってかかる費用についてはセンター側が持つというふうに書かれているので、人件費だけというふうに考えていいですか。そこは質問。

○由利実験動物管理室長 そうです。人件費だけということになります。

○小尾副主査 分かりました。ありがとうございます。

○由利実験動物管理室長 人員に関してなんですけれども、11名程度というふうに書かせていただいているのは、この金額内で業者の人たちが入れ替わりとか引継ぎとかもあったりするので、11名から13名程度いることがあって、その引継ぎが終わると、また人が減ってみたいな感じの出入りがあるので、確定で何名、どれだけというのを書くと、それを変えることを業者側ができなくなってしまうので難しいのかなというふうに考えています。

○小尾副主査 こういうのは、従来の実施に要した人員で、別に過去どうでしたというの

を示すだけです。今回、応札する人たちがどうするかは、ここにも作業日誌とか見せるというふうに書いてありますから、それを見て判断をして、彼らはその人数を準備すればいいというふうに思いますので、ここはあくまでも過去の実績を書きいただければ。

○由利実験動物管理室長 11から13というように、幅広い感じで書いても別に問題ないという感じでしょうか。

○小尾副主査 そうですね。過去の実績としてどうだというふうに書きいただければいい。お願いします。

○事務局 辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 46分の37でございます。46分の37、2-2.給水方法でございます。こちら、給水装置による方法とし、通常は自動給水装置による自由摂取とすると書いてございますので、この辺りは人件費が削減できていいのかなとは思いますが、次を見ると、
(1) 吸水瓶による方法があるようです。①離乳直後とか特別飼育の場合には吸水瓶を用いて給水すると書いてあるのですが、これはひょっとして飼育をなさる方がマンパワーで、手作業で赤ちゃんネズミとか病気のネズミとかに、マウスに給水をする必要があるのでしょうか。

○由利実験動物管理室長 御質問ありがとうございます。それは、健康管理をしている方が気づいたときには、マンパワーで給水してくださいということになっているので、そういうふうになっています。

ユーザーが特殊飲料水とかをつくってやる場合は、それはユーザーがやるのでノータッチなのですけれども、そのほかの普通の水の場合は、給水が必要だと思ったら入れてくださいという形になっています。

○辻副主査 分かりました。その辺り、恐らく人件費にかなり響いてくるようなイメージもございますので、実は、そんなにこの事象が発生しないと言えいいんですけれども、意外とこういう事象が発生するといふのであれば、別途先ほどの過去の実施状況の情報開示の部分で、こういうことが月に何回ぐらいあるとか、それによって人間が何時間付きっきりでいなきゃいけないとか、そういう情報も、もし必要そうであれば開示いただければと思いました。

以上でございます。

○事務局 ほかにございますか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。御審議ありがとうございました。

各委員から御指摘のあった点について、細かくではありませんけれども、もう一度振り返らせていただきますと、辻先生からは、ページ数でいうと４６分の５ページ、それから６ページのマニュアルの部分ですとか資格の部分、それから兼務の部分です。それから４６分の３５の実験動物施設規則の部分ですとか、あと検疫の部分、それから、４６分の２６の健康状態の観察、それから４６分の２７で、これも記載ぶりを追加するということと、あと最後、４６分の３７の部分で、開示できるものは開示するというところで、おおむね記載ぶりの変更ですとか、開示できるものは開示すると。分かりやすく書けるところは分かりやすく書くという御指摘かと思しますので、実施機関のほうにそこら辺は検討していただきたいと思います。

それから、近藤先生からの御指摘で４６分の２９ページの引継ぎの部分で、内容を詳細に書くことができないかという御指摘を受けましたので、こちらのほうも検討させていただきたいと思います。

最後に、小尾先生からございました４６分の２３の情報開示で人数のところです。こちらのほうも、それぞれの役割の人が何名かというところも含めて、記載ぶりのほうを工夫するというところで検討させていただきたいと思っております。

このほか、漏れ等ございましたら御指摘お願いいたします。

○事務局 よろしいでしょうか。

それでは、小尾副主席、取りまとめをお願いいたします。

○小尾副主席 それでは、本日はありがとうございました。

それでは、本実施要項（案）につきましては、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターにおかれまして引き続き御検討いただき、本日の審議を踏まえ、実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。

なお、委員の皆様におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○事務局 国立長寿医療研究センター様、ありがとうございました。退室ボタンを押されまして、御退出をお願いいたします。

○由利実験動物管理室長 ありがとうございました。

(国立長寿医療研究センター退室)

— 了 —